

協議第10号（継続）

新市建設計画（案）について

新市建設計画（案）について，別冊のとおり提案する。

平成17年3月12日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

新市まちづくり計画(案)
(笠間市・友部町・岩間町合併建設計画)

平成 17 年 3 月

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

目 次

I	合併の必要性	1
II	新市の概要	3
1.	位置と地勢	3
2.	人口と世帯	4
III	新市建設計画の基本方針	6
1.	計画策定方針	6
	（1）趣旨	
	（2）構成	
	（3）期間	
	（4）区域	
2.	新市まちづくりの課題	6
	（1）地域内の幹線道路網の拡充	
	（2）恵まれた交通網の活用	
	（3）福祉環境の充実	
	（4）自然、歴史と文化を活かした交流拠点づくり	
	（5）バランスのとれた産業の活性化	
	（6）住民参画のまちづくりの推進	
	（7）行財政運営の確立	
3.	新市まちづくりの基本理念	9
4.	新市の将来像	10
5.	土地利用構想	11
	（1）将来人口・世帯	
	（2）整備・開発の方針	
	（3）保全の方針	
IV	分野別計画	13
1.	都市基盤の整備	13
	（1）幹線道路の整備	
	（2）景観の整備	

(3) 市街地の整備	
(4) 土地利用	
2. 保健・医療と福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(1) 保健予防・健康づくりの推進	
(2) 地域福祉の充実	
(3) 高齢者福祉の充実	
(4) 児童福祉・子育て支援の充実	
(5) 障害者（児）福祉の充実	
(6) ひとり親家庭等の福祉の充実	
(7) 低所得者福祉の充実	
3. 生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1) 生活道路の整備	
(2) 防犯体制の強化	
(3) 交通安全体制の充実	
(4) 消防・防災体制の充実	
(5) 公園・緑地・河川の整備	
(6) 上水道の整備	
(7) 生活排水対策	
(8) ごみ対策	
4. 教育文化の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1) 幼児教育の充実	
(2) 学校教育の充実	
(3) 生涯学習の推進	
(4) 文化の振興	
(5) スポーツの振興	
(6) 国際交流	
5. 産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(1) 農林業の振興	
(2) 商業の振興	
(3) 工業の振興	
(4) 観光の振興	
6. 住民参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(1) 住民参画の強化	
(2) 地域間交流の支援	

(3) 男女共同参画の推進	
(4) 情報公開の推進	
7. 行財政の効率化	25
(1) 安定した財政運営の確立	
(2) 行財政改革の推進	
(3) 情報化の推進	
V 公共的施設の統合整備	27
1. 庁舎の位置付け	
2. 既存施設の活用	
3. 新たな施設の整備	
VI 財政計画	28

I 合併の必要性

歴史、自然と文化に恵まれ観光資源が豊富な笠間市、ＪＲ常磐線を中心として交通網に恵まれた友部町、農業を中心とした発展から工業団地建設により産業的な発展が著しい岩間町、それぞれが地域の特徴を活かし発展を遂げてきました。

３市町の地域にはＪＲ常磐線・水戸線の２線が走り、また鉄道の結節点をもち、商圈や通勤・通学が盛んな生活圏を構成しています。

また、笠間市・友部町・岩間町で共有する事務組合も多く、生活環境も同一圏を構成しているなか、住民生活を支える行政サービスを構築するとともに、拡大していく行政ニーズに対応するためのまちづくりが必要になっています。

○新たな行政需要への対応

地方分権の進展により、住民に最も身近な自治体である市町村には、行政需要を的確かつ自立的に判断し、サービスの内容や水準を高めていくことが求められています。

特に、地方分権による権限移譲に伴い、さらに新しい分野での専門的な技術や事務事業の増加に伴った行政の対応能力が必要になっています。

また、少子高齢化や情報化の進展、男女共同参画の高まりなどの社会情勢の変化に伴い、行政に対する住民ニーズは複雑・多様化しており、これらの行政需要に的確に対応していくことが求められています。

さらに、政策の企画立案能力を高め、行政課題に対して横断的・総合的に対処していくとともに、専門職員の確保・育成などの行政能力全般の強化が必要になっています。

このため、市町村合併によるスケールメリットを、組織体制に反映するとともに十分な政策執行体制を確保していく必要があります。

○財政基盤の強化

少子高齢化社会の到来により、高齢者の医療や福祉面での行政需要の変容・増大は避けられないものとなっており、対応すべくマンパワーの確保、救急医療体制の拡充、充実した介護サービスの提供が求められます。また、子育て支援に対する行政支援も質、量の面で緊急の課題となっております。

このように、医療、福祉面での行政需要、支出が増大する中で新市の財政基盤を強化するという課題を克服するためには、経費節減を始め行財政改革に取り組んで行かなければなりません。

○地域間競争への対応

今後の自治体のあり方は、住民サービスの質の向上を目指していくばかりでなく、地域内の資源を最大限に活用して地域アイデンティティの確立にも努めていかなければなりません。

また、茨城県の中央部に位置し、ＪＲ鉄道や高速道路などの交通網が整備されている優位性を活かし、国や県などが地域内で実施している重点プロジェクトを推進するとともに新たなプロジェクト事業の誘致に力を入れ、合併効果をまちづくりや行政サービスに反映し、競争力のある自治体の構築を図る必要があります。

【表 1】広域行政の現況

市町名	消防	火葬	介護	ごみ	下水道	し尿
笠間市	◎	◎	○	単独	△	■
友部町	◎	◎	●	▲	△	□
岩間町	◎	◎	●	▲	単独	□

資料：市町村概要

- ◎ 笠間地方広域事務組合
- 笠間地方介護認定審査会
- 友部町岩間町介護認定審査会
- ▲ 友部地方広域環境組合
- △ 友部・笠間広域下水道組合
- 筑北環境衛生組合
- 茨城地方広域環境事務組合

II 新市の概要

1. 位置と地勢

新市は、茨城県の中央部に位置し、首都圏から約100 Km、県都水戸市に隣接し、総面積は、240.25 Km²（笠間市131.61 km² 友部町58.71 km²、岩間町49.93 km²）となります。

区域は、東西約20 km、南北約25 kmで構成され、北部は栃木県、西部は岩瀬町に、東は水戸市・茨城町、南は八郷町・美野里町に隣接することになります。

地勢は、新市の北西部に八溝山系が穏やかに連なる丘陵地帯で、愛宕山はその南端に位置し、北西部から東南部にかけて、概ね平坦な台地が広がり、本地域の中央を洧沼川が北西部から東部にかけて貫流しています。

気候は、冬は乾燥する晴天が多く、夏は気温も湿度も高い太平洋型の気候となっています。

新市の位置



2. 人口と世帯

平成12年の国勢調査による3市町の総人口は82,358人（笠間市30,076人、友部町35,557人、岩間町16,725人）で、昭和55年の国勢調査と比較すると9,288人増加しています。

しかし、今後の人口推移は、全国的にも平成19年をピークに減少傾向に転じるものと推測されており、本地域においても伸び率は鈍くなるものと予測されます。

総世帯数は25,911世帯（笠間市9,257世帯、友部町11,534世帯、岩間町5,120世帯）で、昭和55年の国勢調査時と比較すると7,154世帯増加しています。

1世帯あたりの人口の推移は、昭和55年の国勢調査時と比較すると、3.90人から平成12年には3.18人に減少しています。今後もこの傾向は続き年々核家族化が進展していくものと予測されます。

階層別人口では、平成12年の年少人口が15.15%、生産年齢人口が66.9%、老年人口が18.36%となっており、昭和55年の国勢調査時と比較すると年少人口の減少と老年人口が増加しています。

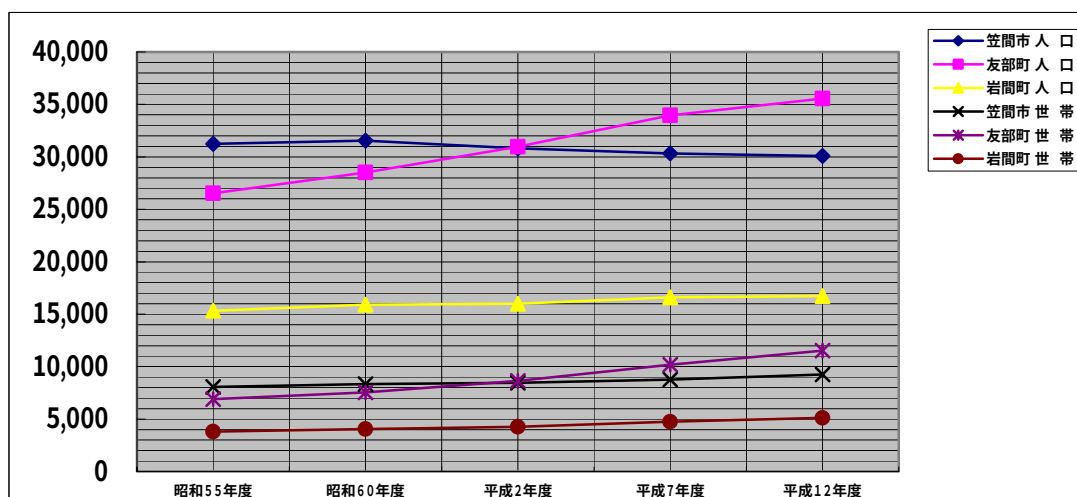
就業人口は、平成12年は第1次産業就業者が8.74%、第2次産業就業者が32.99%、第3次産業就業者が58.00%となっており、昭和55年の国勢調査時と比較すると、第1次産業就業者が減少し、第3次産業就業者が増加しています。

【表2】 人口と世帯の推移

（総人口：人，世帯数：世帯，1世帯あたりの人員：人／世帯）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	73,070	75,963	77,782	80,903	82,358
世帯数	18,757	19,945	21,358	23,696	25,911
1世帯あたりの人員	3.90	3.81	3.64	3.41	3.18

資料：国勢調査



【表 3】年齢 3 区分別人口の推移

(上段：人 ， 下段：%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
人 口	73,070	75,963	77,782	80,903	82,358
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 0～14歳	17,103	16,796	15,036	13,904	12,481
構成比	23.41	22.11	19.33	17.19	15.15
生産年齢人口 15～64歳	48,176	50,445	52,230	54,073	54,757
構成比	65.93	66.41	67.15	66.83	66.49
老年人口 65歳以上	7,740	8,707	10,475	12,926	15,117
構成比	10.59	11.46	13.47	15.98	18.36
年齢不詳	51	15	41	0	3
構成比	0.07	0.02	0.05	0.0	0.0

資料：国勢調査

【表 4】産業別就業者人口の推移

(上段：人 ， 下段：%)

区 分	昭和55年	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年
就 業 者	36,176	37,931	39,322	41,467	42,177
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	8,217	7,090	5,224	4,238	3,685
(%)	22.71	18.69	13.29	10.22	8.74
第2次産業	11,277	12,339	13,640	14,409	13,910
(%)	31.18	32.53	34.68	34.75	32.99
第3次産業	16,677	18,471	20,418	22,770	24,462
(%)	46.10	48.70	51.93	54.91	58.00
分類不能	5	31	40	50	120
(%)	0.01	0.08	0.10	0.12	0.28

資料：国勢調査

III 新市建設計画の基本方針

1. 計画策定方針

(1) 趣旨

本計画は、笠間市、友部町、岩間町が合併して新たに誕生する新市のまちづくりを進めていくための計画とし、新市の発展と住民福祉の向上を図るものとします。

また、この計画は、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるための前提となるものです。

(2) 構成

本計画は、新市建設の基本構想とそれを具体化するための分野別計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

(3) 期間

本計画の期間は、平成17年度から平成27年度までの11カ年計画とします。

(4) 区域

本計画の区域は、3市町の全区域とします。

2. 新市まちづくりの課題

笠間市は歴史、自然、文化芸術に特徴をおき、笠間焼や石材工業の地場産業を加えて観光都市として発展してきました。

友部町は、交通の要所として地理的にも恵まれおり、通勤・通学のための住宅地として発展してきました。

岩間町は、農業の近代化と付加価値のある農産物推奨により、農業経営基盤を拡充するとともに、近年は、工業団地の企業活動を中心に工業生産額が著しく伸びています。茨城県の中央部に位置し、首都圏にも近く恵まれた地理的条件をもつ新市が、産業と生活環境のバランスを保ち、また、観光面にも優れた機能を有する都市としてさらに充実、発展していくためには次のような課題解決が必要になります。

(1) 地域内の幹線道路網の拡充

本地域は平坦地であり、可住地面積が136.7km²（平成16年3月現在県内第3位）と多いことから地域内の移動は、主に自動車に依存している状況ですが、本地域の中心を流れる涸沼川やJR各線などにより、市街地間の交流が分断されているという課題がみられています。

そこで、新市の一体感を醸成する意味でも各地区の市街地を結ぶ幹線道路を早急に整備する必要があります。

(2) 恵まれた交通網の活用

本地域は、ＪＲ常磐線と水戸線、常磐自動車道と北関東自動車道が走り、６駅、２つのインターチェンジを有し、また、新たに２つのインターチェンジが設置される予定になっており、交通の利便性がさらに高まる地域になることから「ひと」「もの」の交流を活発化させることが、新市の発展を象徴するうえで重要な課題となります。

(3) 福祉環境の充実

本地域は、茨城県立の中央病院・地域がんセンター、友部病院、リハビリテーションセンター及び友部町立国保病院の公立医療機関が設置され、また、民間の一次医療機関が立地し、県内・地域内の開業医と連携した医療分野が拡充されています。

さらに、３市町に設置されている保健センターは拠点施設として、積極的に予防医療の提供に努めているところです。

これらの福祉施設や福祉資源を有機的に結びつけ、安心して子育てができる環境、高齢者が生活しやすい環境を充実し、住民が元気で生活できるまちづくりを進めていく必要があります。

(4) 自然、歴史と文化を活かした交流拠点づくり

本地域においては、吾国愛宕県立自然公園の吾国山や愛宕山、笠間県立自然公園の佐白山、北山など豊かな自然環境が保たれています。また、多くの国指定の文化財や史跡を有しており、自然、歴史と文化いずれの面でも恵まれている地域と言えます。これら育まれてきた地域独自の文化や伝統は、観光資源としても活用されてきました。

これら、地域の特徴は住民にとって潤いのある生活空間を形成するだけでなく、新市が目指す交流拠点の形成にも重要な要素となります。

このようなことから、新市においても地域の特徴を活かし、自然と調和したまちづくりを進める必要があります。

(5) バランスのとれた産業の活性化

本地域は、水戸市を中心とする圏域及びつくば市・土浦市を中心とする圏域に近接していることから、地域資源の有効活用に乏しく、このため農業や商工業など産業全般のバランスを保ち、観光資源を活用して発展していくまちづくりが求められています。

農業については、特産品の創出や地産地消を推進するとともに、近代化や付加価値の高い経営を促進するなど、経営基盤の強化と競争力のある農産物を生産していく必要があります。

商業については、既存の商店街、商業者にとって厳しい環境となっていることから、個別の差別化を図るなど、地域や商品流通の商業形態に柔軟に対応していく必要があります。

工業については、地理的優位性や恵まれた交通網を活用して、企業の経営拡大や新規の企業が立地しやすい環境を整えるなど、産業基盤を強化するとともに、地場産業を育成していく必要があります。

(6) 住民参画のまちづくりの推進

新市のまちづくりを進めていくため、3市町の住民の一体感を早期に醸成しながら、施策を積極的に展開していくことが最も重要になります。

このため、住民意向を反映した施策の展開を図るとともに、地域のボランティア団体など様々な主体と連携・協力しながら住民参加型のまちづくりを進めていくことが必要になります。

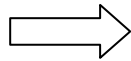
(7) 行財政運営の確立

社会環境の変化により住民ニーズは多様化の一途をたどるなかで、きめ細かな施策の提供は難しい状況になっています。

新市では、早期に効率的な組織体制を確立し、職員の政策能力や専門性を高めるなど、行政サービスの向上を図るとともに、効率的な財政運営を行い、併せて合併効果を反映させ、安定する財政基盤の確立を図る必要があります。

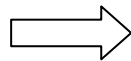
3. 新市まちづくりの基本理念

- 茨城県の中央部に位置し、鉄道や高速道路など高速交通網が発達している地理的優位性を十分に発揮し、新市が21世紀にふさわしい陸・海・空を結ぶ地域となるまちづくりを進めます。



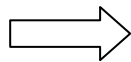
地理的・交通優位性を活かしたまちづくり

- 少子高齢化社会に対応した、保健・医療、福祉の充実に努めるとともに、防犯・防災体制を充実し、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。



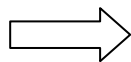
住民が安心して暮らせるまちづくり

- 自然に恵まれ育んできた文化を活かし、交流拠点となるまちづくりを進めます。



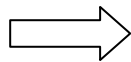
環境に恵まれた交流拠点づくり

- 住民の一体感が早期に醸成され、住民が主体となって取り組むまちづくりを進めます。



住民協働のまちづくり

- 広域化・複雑多様化する行政需要に対応できる行財政の基盤強化に努めます。



行財政の基盤強化

4. 新市の将来像

新市を建設していくため、まちづくりの基本理念をもとに、いままで以上に行政と住民のパートナーシップを強め、相互理解のもと、地理的優位性を活かした「笠間市」を築いていく必要があります。

新市の重点ビジョン及び将来像を次のとおり定めるものとします。

【新市まちづくりの重点ビジョン】

- ・ 恵まれた交通基盤を活かしたまちづくり

【新市の将来像】

- ・ 住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市

この将来像は、茨城県の中央部に位置する地理的優位性を最大限に発揮し、「陸」（恵まれた鉄道、高速道路網）・「海」（常陸那珂港を結ぶ北関東自動車道）・「空」（百里飛行場を結ぶ道路）を結ぶ地域として、これまで育んだ文化や伝統を活かし、住みよい環境づくりに努め、情報発信に力を入れたまちづくりを目指すものです。

5. 土地利用構想

新市は平坦な地形が広がる地域となっていることから、ＪＲ鉄道網や高速自動車道、国道及び県道など広域幹線道路を中心として道路網が整備されてきました。

友部地区では宅地開発が進み、笠間地区では商業の集積化が図られ、岩間地区では工業団地が整備され、地域の特長を活かした土地利用が行われてまいりました。

このような経過を踏まえ、今後の土地利用についても、３市町がすでに策定している都市計画マスタープラン等を活用し、開発及び保全のバランスを十分考慮して、民間活力と連携しながら進めてまいります。

(1) 将来人口・世帯

新市の将来人口については、少子高齢化や過去の人口構成等の変化を踏まえ、１０年後は約８４，０００人と想定します。

年齢階層区分については、今後も高齢化がこの地域においても進むことから年少人口（０～１４歳）約１２．９％、生産年齢人口（１５～６４歳）約６１．２％、老年人口（６５歳以上）約２５．９％と見込みます。

世帯の構成も核家族化が進むものと想定します。

(2) 整備・開発の方針

新市では、笠間地区上加賀田地内の北関東自動車道拠点整備事業、友部地区北川根地内の総合流通センター整備事業、岩間地区常磐自動車道岩間ＩＣ周辺の開発事業など、開発予定地域が存在し、これからも環境保全に注意し民間活力等を活かして整備を進めるものとします。

都市施設については、新市の一体感を早期に醸成する広域交通網を整備するとともに、観光資源のアクセスを強化するなど、地域が安定して発展できるよう配慮するものとします。

(3) 保全の方針

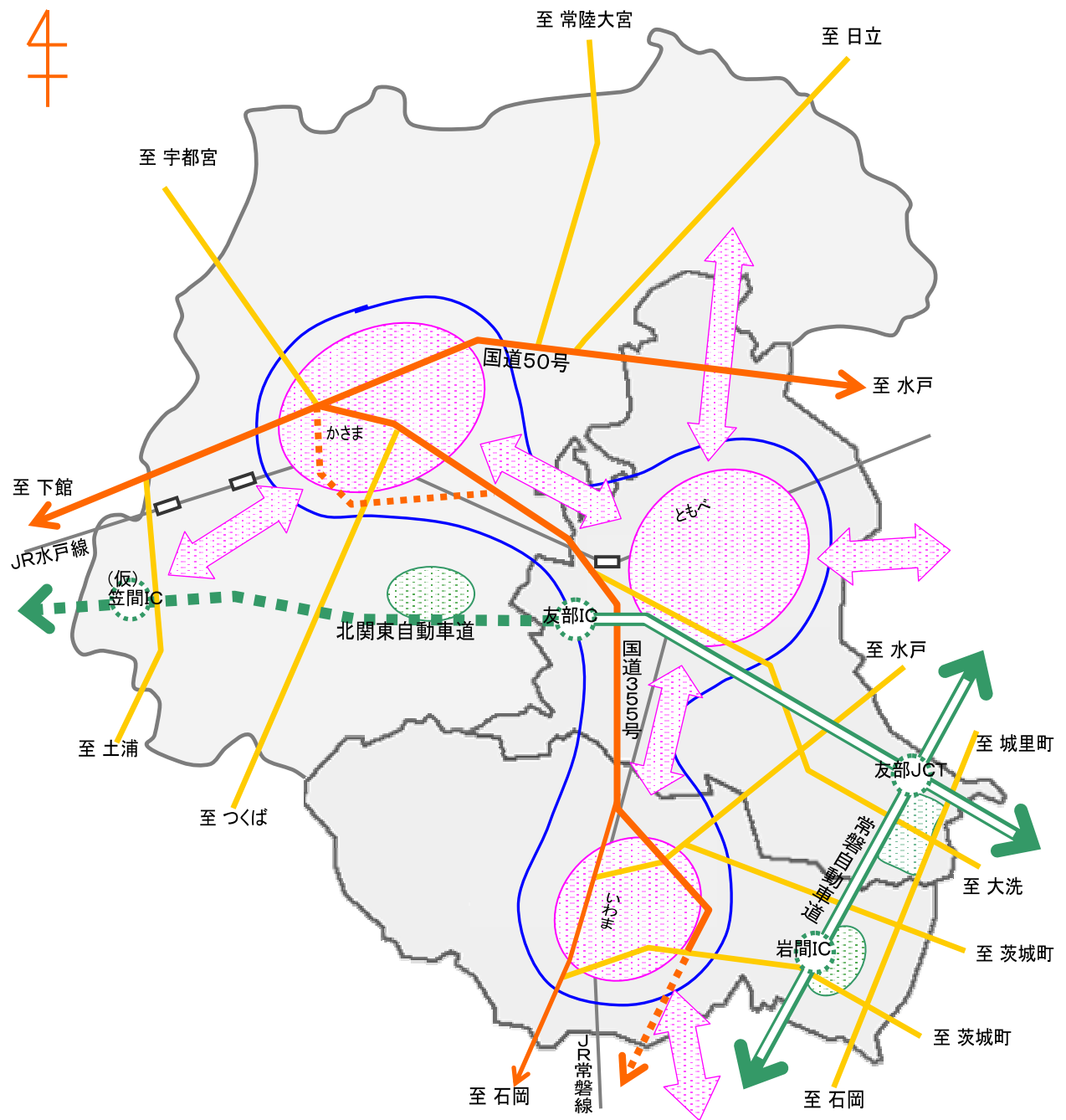
本地域は、吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園、野口池自然環境保全地域に代表されるように自然環境に恵まれた地域となっており、また、全域的に農地が保全されるなど豊かな自然環境が残されています。これらは観光レクリエーション面でも優位な要素となっていることから、今後とも自然環境の保全に努めるものとします。

【表５】地目別土地利用

(面積：㎡，構成比：％)

	田	畑	宅地	山林・原野	その他	計
面積	29,424	35,661	21,263	90,156	63,746	240,250
構成比	12.2	14.8	8.9	37.5	26.6	100.0

土地利用構想図



凡 例			
	高速道路		市街地
	一般国道		市街地の連携
	主要地方道		
	鉄 道		

IV 分野別計画

新市のまちづくりを効果的に進め「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」実現のため、分野別の施策を次のように展開していくものとします。

1. 都市基盤の整備

【基本方向】

新市のもつ地理的優位性を生かしたまちづくりを進めるために、広域幹線道路と地域内の幹線道路を整備し地域の一体化を容易にするなど、合併効果を高めるものとします。

また、既に着手している駅周辺整備については引き続き推進するとともに、地域内の均衡ある発展を図る市街地整備を進めるものとし、その際にユニバーサルデザインの理念を反映し人にやさしいまちづくりに努めます。

(1) 幹線道路の整備

- 新市発展の基盤となる北関東自動車道及び国道50号や国道355号バイパス等の都市施設の早期整備を促進します。
- 国道、主要地方道及び一般県道については、新市内外の連携強化や一体的なコミュニティ形成を図る重要な広域幹線道路として整備を促進します。
- 新市の一体感を醸成し合併効果を高めるために、各地区の市街地を結ぶ幹線道路を整備します。

(2) 景観の整備

- 地域の歴史・文化を生かすために歴史的な建造物保存や町並み景観の整備に努めます。
- 新市の一体化を図り来訪者への安らぎを提供するために、公共施設等のサイン計画を推進します。

(3) 市街地の整備

- 交通の利便をさらに高めるために、駅周辺の整備を推進します。
- 均衡ある発展のために区画整理事業等市街地整備を進めます。

(4) 土地利用

- 国土利用計画に基づき、整備、開発及び保全のバランスに配慮した土地利用を進めます。
- 市街地に隣接する畜産試験場跡地など大規模公有地（県有地）について、新市のまちづくりに活用すべく茨城県とともに検討していきます。

- 友部地区の総合流通センター整備事業や笠間地区の北関東自動車道拠点整備事業を促進します。

【主な事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	● 幹線市道の整備 ● 都市計画道路の整備 ● 橋梁整備・架け替え事業
景観の整備	● 歴史的な町並みづくりの推進 ● サイン計画の推進
市街地の整備	● 駅周辺の整備 ● 土地区画整理事業の推進
土地利用	● 都市計画マスタープランの策定 ● 都市計画図の作成 ● 大規模公有地活用のための協議 ● 総合流通センターの整備促進 ● 北関東自動車道拠点の整備促進

【国・県事業】

項 目	事 業
幹線道路の整備	● 国道355号のバイパス整備 ● 主要地方道宇都宮笠間線の整備 ● 主要地方道日立笠間線の整備 ● 主要地方道土浦笠間線の整備 ● 主要地方道大洗友部線のバイパス整備 ● 都市計画道路宿大沢線の整備 ● 主要地方道水戸岩間線の整備 ● 一般県道平友部停車場線の整備 ● 一般県道上吉影岩間線のバイパス整備

2. 保健・医療と福祉の充実

【基本方向】

少子高齢化社会が進展していくなかで、次世代育成支援施策や高齢者の生きがい対策を強化するとともに、多様化している住民ニーズに対応する施策展開を図り、地域の特性を活かして活力ある地域を育んでいくものとします。

特に、友部地区では医療、福祉施設が整備されており、これらの施設の活用と連携を図ります。

(1) 保健予防・健康づくりの推進

- 各地域にある保健センターを核として、住民が健康で生活できる健康増進策を強化します。

また、健康づくりの施策を計画的に進めるため「健康日本21市町村計画」を策定します。

- 医療ニーズの多様化、高度化に対応した総合的な地域医療提供体制確立のため、医療機関相互の機能分担、連携強化や医療環境の整備を推進するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

(2) 地域福祉の充実

- 地域福祉活動の基本となる新市の「地域福祉計画」を策定します。
- 地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援・強化します。
- 合併に伴う行政区域の広域化に対応し、交通弱者が利用しやすい福祉バス等の運行区域の拡大を検討します。

(3) 高齢者福祉の充実

- 高齢者福祉施設の整備など介護サービス提供体制の充実やサービス内容の向上を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- 高齢者が要介護にならず自立した生活が送れるよう、介護予防や生活支援の提供を行います。
- 高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活が送れるように、シルバー人材センターや高齢者クラブ等への支援を行います。

(4) 児童福祉・子育て支援の充実

- 3市町で策定した「次世代育成支援行動計画」に基づき、計画的かつ総合的な子育て支援施策を推進します。
- 公立保育所と私立保育所の連携を図り、保育内容の充実を図ります。
- 地域における子育て支援ネットワークづくりを進め、共働き世帯への支援となる放課後児童クラブや子育てサポート事業を充実します。

(5) 障害者（児）福祉の充実

- 障害者（児）の社会参加を促進するため、障害者の就労支援と在宅サービスの充実を図ります。
- 障害者支援費制度に基づくサービスの充実や利用促進を図ります。
- 障害者福祉施設や相談体制の充実を図るとともに、障害者（児）福祉団体の支援を進めます。

(6) ひとり親家庭等の福祉の充実

- ひとり親家庭や父母のいない児童などが安心して生活できるよう、生活や子育てに対する不安を解消するとともに相談・指導体制の充実に努めるなど、生活安定と自立を促します。

(7) 低所得者福祉の充実

- 就労や社会参加等を促し、対象者の自立を支援するとともに、相談体制を充実させるなど精神的な支援を行います。

【主な事業】

項 目	事 業
保健予防・健康づくりの推進	● 健康日本21市町村計画の策定 ● 健康推進事業の実施 ● 医療福祉費支給制度の充実（未就学児童） ● 母子保健事業の推進
地域福祉の充実	● 地域福祉計画の策定 ● 社会福祉協議会の支援 ● 地域ケアシステムの推進
高齢者福祉の充実	● 福祉バス等の運行 ● 在宅支援センターへの支援 ● 介護予防事業の推進
児童福祉・子育て支援の充実	● 次世代育成支援行動計画の実施
障害者（児）福祉の充実	● 障害者基本計画の策定 ● 障害者支援制度の充実
ひとり親家庭等の福祉の充実	● 相談・指導体制の充実
低所得者福祉の充実	● 支援、相談体制の充実

3. 生活環境の整備

【基本方向】

生活の快適性を実現し、住み良いまちを目指していくため、生活道路の整備、防犯・防災対策、交通安全対策、生活排水対策等を推進し、自然と調和する環境を維持するものとします。

また、生活環境づくりには一人ひとりの住民が重要な役割を担うことから、自然環境等について住民の意識高揚を図ります。

さらに、消費者トラブルが増加していることから、消費者啓発、相談の実施に努めます。

(1) 生活道路の整備

- 市内の生活道路は、幹線道路の整備に併せて計画的に整備を進めます。
- 歩行者・自転車が安全に通行できる歩車道を分離した道路の整備を進めます。

(2) 防犯体制の強化

- 防犯灯等の整備に努めるほか、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。
- 警察・防犯団体・地域が連携して日ごろからの防犯対策の推進、防犯意識の啓発を図ります。
- 安心して安全な教育環境・子育て環境を築くために、幼稚園や保育所及び小中学校等の警備体制と安心できる通学環境の整備に努めます。

(3) 交通安全体制の充実

- 交通安全施設等の整備に努めるほか、安全な交通環境を整備します。
- 警察、交通関係団体、地域が連携して日頃からの交通安全対策の推進、交通安全意識のPRを図ります。

(4) 消防・防災体制の充実

- 防災計画等に基づき、防災設備や防災活動拠点を確保し、防災体制の強化・消防器具の充実を図り、併せて避難所を確保し災害に強いまちづくりを進めます。
- 常設消防と非常設消防団の連携を強化し、消防体制の充実を図ります。

(5) 公園・緑地・河川の整備

- 生活を豊かにするための都市公園整備を進めます。
- 吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園や野口池自然環境保全地域など、新市の自然環境の保全に努めます。

- 新市の中心部を北部から南東部に貫流する涸沼川については、安全性と快適性を確保した治水事業を推進するとともに、市民の憩いの場として有効活用を図ります。

(6) 上水道の整備

- 「安全でおいしい水」を安定的に供給するため、水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の一元的管理を図るものとします。
- 老朽施設の整備改善を進めるとともに、未加入世帯の解消を図ります。

(7) 生活排水対策

- 一部事務組合と町単独で進めてきた公共下水道事業については、組織を一本化することによってより効率的な事業運営を図ります。
- 快適で住みよい環境づくりと公共用水域の水質の保全を図るため「生活排水ベストプラン」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業により効率的な生活排水対策を行っていきます。

(8) ごみ対策

- 友部・岩間地区のごみについては友部地方環境組合で、笠間地区については単独で委託しておりますが、今後は新たに供用となるエコフロンティアとの連携を図ります。
- ごみに対しては減量が最大の効果であることを基本として、3Rの意識を徹底します。

※3R：reduce（減量）、reuse（再利用）、recycle（循環）

【主な事業】

項 目	事 業
生活道路の整備	● 生活道路の整備
防犯体制の強化	● 防犯灯設置事業 ● 学校、幼稚園、保育所の安全警備事業
交通安全体制の充 実	● 交通安全啓発事業 ● 交通安全施設整備事業
消防・防災体制の 充実	● 消防車両等整備・更新 ● 消防水利（消火栓・貯水槽）の整備
公園・緑地・河川 の整備	● 都市公園の整備 ● 緑の基本計画策定
上水道の整備	● 上水道事業 ● 施設の維持管理及び一元化
生活排水対策	● 公共下水道事業 ● 農業集落排水事業 ● 合併処理浄化槽設置の推進
ごみ対策	● 3 R の推進 ● 生ごみの容器（堆肥化）補助事業

【国・県事業】

項 目	事 業
公園・緑地・河川 の整備	● 笠間芸術の森公園整備事業 ● 涸沼川河川改修事業

4. 教育文化の充実

【基本方向】

地域社会づくりのためには、次世代を担う人材の育成は重要であり、学習の場となる幼稚園・小中学校の教育環境を整えるものとします。

また、住民の学習意欲を満たし文化やスポーツ振興を図るため、各種施設の機能を高め有効活用を図ります。

(1) 幼児教育の充実

- 少子化現象を考慮し、新市での公立幼稚園と私立幼稚園の連携をさらに強化します。

(2) 学校教育の充実

- 小学校と中学校の一貫性を図るため、継続性のある教育環境の整備を推進します。
- 義務教育施設について、建築経過等を踏まえ新築又は改築を計画的に実施します。
- 学校敷地内や登下校時の防犯対策及び安全対策を強化します。

(3) 生涯学習の推進

- 中央公民館など、地域に整備されている生涯学習施設の連携や有効活用を図るとともに、開設講座等の充実を図ります。
- 3市町に設置されている図書館の連携を図り、図書検索システムを導入するなどサービスの充実を図ります。

(4) 文化の振興

- 有形・無形の文化財をはじめ、伝統ある行事・祭事・遊び・工芸・伝承など身近な生活文化、地域文化を積極的に保護し広く内外に発信します。
- 新市には、芸術の森公園、芸術の村、日動美術館など優れた芸術文化施設が設置されており、これらの施設から広域的視点で新たな芸術文化創造の芽を育てるとともに、国際的な視野に立つ芸術文化を振興し、地域のブランド力を高めるものとします。

(5) スポーツの振興

- 笠間地区総合公園をはじめ各地域に整備された既存施設を中心として、学校施設なども活用したスポーツの振興を図ります。
- 施設利用予約システムについて、その利用促進を図ります。

- 気軽に親しめる機会の拡大のため、スポーツイベントの充実や関係団体の育成、支援を図り、スポーツ少年団等の交流を促進します。

(6) 国際交流

- 国際交流協会などの組織を軸に市民や企業と連携し交流事業を活発化します。
- 国際理解の意識高揚のための環境づくりを、学校教育や高度情報利用（インターネットなど）を通じて進めます。

【主な事業】

項 目	事 業
幼児教育の充実	● 就園奨励費による助成
学校教育の充実	● 小・中学校施設の耐震化及び改修事業 ● 給食施設の充実 ● 情報教育（コンピュータ）の充実 ● 地域の特色を生かした教材の作成
生涯学習の推進	● 公民館活動の支援 ● 図書館の書籍検索システムのネットワーク化
文化の振興	● 市民文化祭の充実 ● 国際陶芸イベント開催
スポーツ振興	● 各種イベントの開催 ● スポーツ施設予約システムの利用促進
国際交流	● 国際交流協会への支援

5. 産業の振興

【基本方向】

新市は、新規の企業を誘致するとともに地域内での既存産業を育成するなど、企業集積の拡大を図り、地域の活性化と雇用の促進を図るものとします。また地域ブランドを活用して農産物振興に結び付けるものとします。

(1) 農林業の振興

- 友部・岩間地区の栗を中心とした果樹栽培、菊をはじめ付加価値のついた花卉栽培については、観光業との連携により新たな産業の視点での展開を図ります。
- クラインガルテン（笠間地区・本戸）を中心として農村と都市住民の交流を推進します。
- 地産地消型の農業を進めることにより、生産者と消費者の連帯感が生まれ、安心できる農産物の生産と安定的な農業振興を図ります。
- 土地改良事業の推進により生産基盤を確立します。
- 農村集落排水事業の推進を図り、農村の生活環境の改善に努めます。
- 畜産糞尿の処理施設や農業集落排水汚泥処理施設の整備に努め、汚泥などを肥料として、農地への還元を図り循環型農業を進めます。
- 林業振興のために支援を行います。

(2) 商業の振興

- 自治金融、振興金融制度の活用を推進するなど、商業者の経営を支援します。
- 既存商店街に対しては自主性を前提として、中心市街地活性化計画に基づいて支援します。
- 地域商業拠点と連携したまちづくりを進めます。

(3) 工業の振興

- 恵まれた道路網や地理的な好条件を活かして、企業誘致を積極的に推進します。
- 物流機能の高度化を図るため、新市の立地条件を活かせる総合流通センターの整備を促進します。
- 石材工業、窯業を中心に特徴ある地場産業の育成、支援を行なうものとします。

(4) 観光の振興

- 地域内の観光のネットワーク化を図ります。
- 吾国愛宕県立自然公園、笠間県立自然公園、野口池自然環境保全地域など恵まれた自然環境を観光レクリエーション面での活用を図ります。
- クラインガルテンを核としてグリーンツーリズムに取り組み、新たな視点からの観光振興を進めます。
- 既存の観光イベントを継続発展させていきます。
- ブランド力のある域内の果樹や花卉を観光に活用します。
- 市内外の交流人口の拡大を図るなどマンパワーを活用したまちづくりを進めるとともに「笠間ファンクラブ」の PR によりリピーターの拡大を図ります。

【主な事業】

項 目	事 業
農林業の振興	● 観光業との異業種交流推進 ● グリーンツーリズムの推進 ● 土地改良事業の推進 ● 地産地消型農業の推進 ● 循環型農業の推進
商業の振興	● 振興金融、自治金融制度活用の促進 ● 中心市街活性化事業の支援
工業の振興	● 企業誘致の推進 ● 総合流通センターの整備促進 ● 地場産材の活用
観光の振興	● 観光のネットワーク化 ● グリーンツーリズムの推進 ● イベントの推進、支援 ● 笠間ファンクラブの推進

6. 住民参画の推進

【基本方向】

活力ある新市を構築していくため、行政運営に住民の意向を反映し、魅力的な地域社会の醸成に努めるものとします。

特に、実践されている「住民との協働」をさらに発展させます。

(1) 住民参画の強化

- 住民参画を促すために、新市の住民の一体化を図るとともに、地域コミュニティ活性化を図ります。
- 笠間地区の「まちづくり教室」、友部地区の「友部学」が住民参画の牽引となっていることから、これらの住民参画活動の芽を引き続き拡大発展させます。また、各地域で育んできた、住民活動を大切に生かします。

(2) 地域間交流の支援

- 新市の一体感を醸成するために、スポーツや文化面でのイベントを積極的に開催します。

(3) 男女共同参画の推進

- 一人ひとりの違いを認め、互いの人権を尊重しながら家庭、地域、学校等で男女共同参画意識を普及させます。
- 男女共同参画によるまちづくり推進のために、あらゆる分野での女性の参加を積極的に推進します。

(4) 情報公開の推進

- 住民参画を進める上で、行政と住民が情報を共有することは重要な要件となっていることから、積極的に情報を公開します。

【主な施策】

項 目	事 業
住民参画の強化	● まちづくり活動の推進
地域間交流の支援	● 新市が一体となって行うイベントの開催
男女共同参画の推進	● 新市男女共同参画基本計画の策定
情報公開の推進	● パブリックコメントの充実 ● 情報公開の推進

7. 行財政の効率化

【基本方向】

地方分権社会や多様化する行政ニーズに対応し、潤いのある市民生活をサポートできる行政サービスを提供していくとともに、合併の効果を組織や財政基盤に反映させ、県央地域の拠点となる自治体を構築していくものとします。

(1) 安定した財政運営の確立

- 経済状況が厳しさを増すなか、各施策や事業の緊急性、必要性を評価し、効率よい合併特例債を最小限にとどめ地域間の格差解消に活用します。
- コスト意識の徹底、重複投資等の回避など支出の抑制、経費節減を徹底します。
- 公共施設等の統廃合などにより、重複施設の維持管理経費を抑制するなど、効率的な財政運営を行うものとします。

(2) 行政改革の推進

- これまで3市町で進めてきた行政改革を、合併を契機としてさらに推進に努め職員の給与及び職員数の適正化、事務事業の見直し（事務事業評価制度等）民間委託や民間資金の活用（PFI）等に取り組み、得られた効果を専門職の配置や組織づくりに生かします。
- 住民サービスの向上を図るために、本庁舎、支所ともワンストップサービスに努めます。

(3) 情報化の推進

- 効率的な行政運営や窓口サービスなど住民サービスの利便性の向上を図るため各庁舎や公共施設のネットワーク化や各種申請・届け出等の電子化などを進め、電子自治体の実現を図ります。
- IT社会の進展に対応した利便性の高い社会づくりを図るため、地域格差のない高速大容量通信網の利用環境の整備に努めます。

【主な事業】

項 目	事 業
安定した財政運営の確立	● 補助金の見直し ● 公共工事のコスト削減
行政改革の推進	● 行政改革大綱の策定 ● 定員適正化計画の策定 ● 職員給与の適正化 ● 庁舎（本庁及び支所等）の改修 ● 新市総合計画の策定 ● ワンストップサービスの導入
情報化の推進	● IT化の推進（情報システムの統一） ● セキュリティ、情報管理の徹底

V 公共的施設の統合整備

公共施設の統廃合については、既存施設が住民生活に直結していることから住民に与える影響を十分考慮した上で、維持・管理面での経費節減、地域間の格差を解消することを念頭においての運営とします。

1. 庁舎の位置付け

庁舎については、現在の友部町庁舎を本庁とし、笠間市庁舎、岩間町庁舎は総合的な機能を持つ支所とします。行政改革の推進を視野に、庁舎の増改築については最小限とします。

2. 既存施設の活用

既存施設については、効率的な行政運営を推進していくなかで、複合施設など施設のあり方について検討するとともに、住民ニーズを取り入れながら改築または施設機能の充実に努めるものとします。

また、重複する施設については、それぞれの機能分担を明確にして住民の利便性の確保を図っていきます。

3. 新たな施設の整備

快適な住民生活に寄与し、新市の均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じて格差解消を図るため、必要に応じて新たな公共施設整備を進めていきます。

VI 財政計画

新市における財政計画は、平成17年度から平成27年度までの11力年について、歳入・歳出の項目ごとに平成17年度の予算を基本に、普通会計について作成したものです。

【歳入】

(1) 地方税

地方税については、現行の税制度を基本に推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、合併に伴う算定の特例（合併算定替）により算出するとともに、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置を見込んでいます。

特別交付税については、平年を基準に新市に対する包括的な特別交付税措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、一般行政経費分を平成17年度予算などにより算定し、新市建設計画に基づく諸事業に係る財政支援措置（合併特例交付金等）を見込むものです。

(4) 繰入金

繰入金については、財源を調整するための財政調整基金等を見込むものです。

(5) 地方債

地方債については、新市建設計画に基づく諸事業に伴う合併特例債や現行の地方債制度による地方債充当を見込むものです。

【歳出】

(1) 人件費

人件費については、退職者の補充を抑制することにより、一般職員の人件費の削減を見込むとともに、合併による特別職職員の減員を考慮し、推計しています。

(2) 扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえ新市における福祉事務所の設置や福祉制度の拡大に伴う経費や生活保護費の増加及び少子高齢化の影響を勘案し推計しています。

(3) 公債費

公債費については、既発行の地方債に係る償還予定額に、新市建設計画に基づく諸事業に伴う地方債（合併特例債等）等の発行を見込み推計しています。

(4) 物件費

物件費については、平成17年度予算を基本に、新市建設計画に基づく諸事業に係る臨時的な経費を勘案し、加え見込むものです。また、合併による節減効果を見込み推計しています。

(5) 積立金

積立金については、合併特例債を原資とする積立を見込まないものとして推計します。ただし毎年の財政状況を勘案しつつ、合併後の市町村振興のための基金への積立を考慮していくものとします。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画事業に基づく主な事業費及びその他の経常的な事業費を見込み推計しています。

【歳入】

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地 方 税	8,091	8,450	8,765	8,826	8,781	8,819	8,842	8,759	8,826	8,849	8,837
地 方 譲 与 税	758	762	766	770	774	778	783	787	792	796	801
交 付 金	1,468	1,347	1,228	1,238	1,247	1,257	1,267	1,277	1,288	1,298	1,309
地 方 交 付 税	5,656	6,324	6,482	6,338	6,229	6,277	6,097	6,165	6,121	6,049	6,062
分担金・負担金	348	306	306	306	306	306	306	306	306	306	306
使用料・手数料	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269	269
国 庫 支 出 金	1,996	2,825	2,322	2,117	2,231	2,000	1,953	1,915	1,793	1,740	1,732
県 支 出 金	881	1,249	1,110	1,066	936	943	969	995	1020	1040	1061
財 産 収 入	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
繰 入 金	1,623	976	978	459	517	303	207	46	38	0	0
繰 越 金	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579	579
地 方 債	1,980	2,624	1,857	2,157	1,866	2,414	1,260	1,730	802	1,330	1,308
合 計	23,972	25,734	24,685	24,148	23,758	23,968	22,555	22,851	21,857	22,279	22,287

【歳出】

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人 件 費	5,292	5,205	5,112	4,968	4,937	4,905	4,873	4,840	4,808	4,775	4,742
物 件 費	3,941	3,771	3,577	3,457	3,262	3,217	3,173	3,128	3,083	3,038	2,994
維 持 補 修 費	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
扶 助 費	2,505	2,798	2,820	2,843	2,866	2,889	2,912	2,936	2,960	2,984	3,009
補 助 費 等	4,130	4,408	4,145	4,058	3,986	3,905	3,831	3,754	3,742	3,689	3,623
公 債 費	2,164	2,221	2,384	2,539	2,524	2,738	2,813	2,789	2,945	2,885	2,760
積 立 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	360
投資・出資・貸付金	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
繰 出 金	2,707	2,688	2,751	2,790	2,831	2,832	2,845	2,862	2,902	2,914	2,916
普通建設事業費	2,985	4,395	3,648	3,245	3,104	3,234	1,860	2,294	1,169	1,670	1,635
合 計	23,972	25,734	24,685	24,148	23,758	23,968	22,555	22,851	21,857	22,279	22,287